

一般財団法人アフリカ野球・ソフト振興機構定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人アフリカ野球・ソフト振興機構と称する。

(目的)

第2条 この法人は、アフリカにおける野球及びソフトボール等スポーツの振興を通じ、アフリカの人材育成を図り、アフリカ社会の健全な発展に貢献するとともに、これによりアフリカの国々と日本との相互交流、相互理解を深め、ビジネスを含めた様々な交流の推進に寄与することを目的とする

(事業)

第3条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) アフリカにおける野球・ソフトボール等の普及、人材育成事業
- (2) アフリカにおける野球・ソフトボール等の啓発、広報事業
- (3) アフリカにおける野球・ソフトボール等に関する調査事業
- (4) アフリカにおける野球・ソフトボール等の選手、関係者の日本への招聘、留学に関する事業
- (5) アフリカ各国の野球・ソフトボール等の国内大会、地域別国際大会等の開催支援
- (6) 野球・ソフトボール等関連用品のアフリカにおける生産技術普及事業、野球産業振興の支援事業
- (7) アフリカにおける野球・ソフトボール等の大会視察、応援ツアー等の実施
- (8) アフリカ等発展途上国の野球等スポーツの普及に必要な用具の提供、資金の支援事業
- (9) 日本国内のアフリカ出身者に対する啓発、広報、野球・ソフトボール等体験事業
- (10) 日本国内におけるイベント、セミナー、講演会等の開催、参画
- (11) 野球・ソフトボール等関係機関、団体との連携、協力事業
- (12) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(財産の拠出)

第6条 この法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者 特定非営利活動法人アフリカ野球友の会

拠出財産及びその価額現金50万円

設立者 友成晋也

拠出財産及びその価額現金100万円

設立者 井上智治

拠出財産及びその価額現金150万円

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第8条 この法人に、評議員3名以上を置く。

(選任及び解任)

第9条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第11条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第2節 評議員会

(権限)

第12条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議する。

(開催)

第13条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(議長)

第14条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 一般法人法第189条第2項の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員)

第17条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上

(2) 監事1名以上

2 理事のうち1名を、代表理事とする。

(選任等)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 代表理事は、理事会の決議により選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と特別の関係がある者を含む。）の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

- 第20条 役員が次の一つに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第21条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議をもって定める。

(責任の免除又は限定)

- 第22条 この法人は、役員的一般法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、非業務執行理事又は監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第2節 理事会

(権限)

- 第23条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

- 第24条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。
- 2 理事会の招集通知は、会日の5日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 3 代表理事が欠けたとき、又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
 - 4 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第25条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第26条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨理事会の決議があったものとみなす。

(報告)

第27条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名もしくは記名押印又は電子署名する。

第5章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第29条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

- 2 この法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても、同様とする。

(解散)

第30条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第31条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする公益社団法人・公益財団法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。また、公益社団法人・公益財団法人に準じるものとして、以下を含める。

- イ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

- ロ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
 - ハ 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人
 - ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
 - ホ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人
 - ヘ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人
 - ト その他イからへまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人
- 2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 附 則

（評議員）

- 第32条 この法人の評議員は、次のとおりとする。
評議員 桑山紀彦、上田壮一、岡田千あき

（役員）

- 第33条 この法人の理事、代表理事及び監事は、次のとおりとする。
理事 大貫潤、出合祐太、友成晋也
代表理事 友成晋也
監事 栗国正樹

（最初の事業年度）

- 第34条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から2020年9月30日までとする。

（設立者の氏名又は名称及び住所）

- 第35条 設立者の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。
住所 東京都稲城市若葉台3丁目1番1号ワルツの杜F301号
名称 特定非営利活動法人アフリカ野球友の会
住所 南スーダン共和国ジュバ市トンピン地区オーストラリア通り
リンクレジデンスA115号
氏名 友成晋也
住所 東京都港区白金台5丁目12番3-501号
氏名 井上智治

（法令の準拠）

- 第36条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人アフリカ野球・ソフト振興機構を設立するため、設立者特定非営利活動法人アフリカ野球友の会、友成晋也及び井上智治の定款作成代理人である司法書士山内扶美子は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名する。

2019年11月5日

設立者 特定非営利活動法人アフリカ野球友の会

設立者 友成晋也

設立者 井上智治

定款作成代理人

司法書士 山内 扶美子

以上、一般財団法人アフリカ野球・ソフト振興機構の定款を変更するために、代表理事・友成晋也、理事・大貫潤、出合祐太は、電磁的記録であるこの定款に電子署名する。

2021年8月31日

代表理事 友成 晋也

理事 大貫 潤

理事 出合 祐太